

7 鉱区税に関する調

区分	総 鉱 区		左のうち 非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額 (千円)	
	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)	件 数	面積又は延長 (百アール)		
砂鉱を目的とし ない 採掘権の 鉱区	石油又は天然ガス鉱区以外	27	6,071	0	0	29	6,568	1,227
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	石油又は天然ガス鉱区以外	112	15,367	1	4	110	15,419	6,167
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
と砂鉱を目的 とする 権の 鉱区	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	0	0	0	0	0	0	0
合 計	139		1		139		7,394	

8 狩猟税に関する調

区分	税 率	狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額 (千円)	
狩	所得割額の納付を要する者	-	991	9,679
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	0	0
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	0	0
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	804	6,593
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	0	0
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	187	3,086
	所得割額の納付を要しない者	-	293	1,793
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	0	0
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	0	0
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	260	1,430
	⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	0	363
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	33	0
課税免除	-	462		
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	408		
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	54		
猟	所得割額の納付を要する者	-	10	58
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	6	25
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	0	0
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	4	33
	所得割額の納付を要しない者	-	0	0
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	0	0
課税免除	-	2		
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	2		
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	0		
税	所得割額の納付を要する者	-	1,486	7,397
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	0	0
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	0	0
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1,157	4,744
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	319	2,612
	所得割額の納付を要しない者	-	472	1,419
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	419	1,132
	㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	52	284
課税免除	-	725		
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	686		
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	39		
関	所得割額の納付を要する者	-	88	285
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	0	0
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	0	0
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	18	
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	1	
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	34	92
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	0	0
	㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	35	193
	① ~ ⑫ の 合 計	-	4,529	20,631